

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付 することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和8年2月2日に岐阜保健所棟のトイレ排水機能が停止し、調査の結果、汚物を汲み上げ、下水道管へ排出するポンプの故障による、下水タンク及び配管の詰まりが原因であることが判明した。</p> <p>現在、岐阜保健所棟トイレの利用を停止させており、保健所職員約50名や来庁者等の利用者に著しい不自由が生じており、下水タンク及び下水パイプの洗浄等を早急に行う必要があるが、見積合せをしていたのでは、契約手続等に日数を要するため、トイレの利用停止期間が長期にわたり、利便性を大きく損なうこととなる。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>株式会社美装モリタ商会は、健康科学センターの設備管理業務を受託しており、当センターの下水施設に精通しているため、早急に業務を履行することができる。</p>